

国労本部電送No.99	発信日	発信	責任者	受領者
	2021年1月13日	総務・企画部		

指示第36号

2021年1月13日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」 の対象拡大に伴う国労の追加対応について

政府は本日、新型コロナウイルス対策の特別措置法にもとづく「緊急事態宣言」の対象を首都圏の1都3県から、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県の7府県を加えた計11都府県に拡大することを決定した。

これに伴い、国労として以下の通り、追加対応を行うとともに今後さらに自治体が独自に「緊急事態宣言」を発出した場合においても、同様の取り扱いとするので各級機関は周知徹底されたい。

記

1. 指示第34号1項（本部96号 1/7付）の適用の拡大について

新型コロナウイルス対策の「特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の対象となっている東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に加えて大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県、栃木県内に組合事務所が所在する各機関について、いずれも指示第34号1項（本部96号 1/7付）を適用するものとする。また今後、自治体独自の「緊急事態宣言」が発出された場合についても同様の扱いとする。

2. その他

指示第34号2項～5項については引き続き全機関に適用する。

以 上